

許可番号第 02320023590 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 小牧市市之久田一丁目 208 番地

氏 名 小牧金属 株式会社
代表取締役 谷口 力也 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許可の年月日 令和 6 (2024) 年 6 月 6 日
許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 2 月 25 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、切断)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)
金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 切断

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

小牧市市之久田一丁目 212 番

複写厳禁

イ 設置年月日

昭和 52 年 4 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

19.2t/日（2.4t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

38.4t/日（4.8t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 切断施設

ア 設置場所

小牧市市之久田一丁目 212 番

イ 設置年月日

昭和 63 年 11 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

128t/日（16t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

200t/日（25t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 切断施設

ア 設置場所

小牧市市之久田一丁目 208 番

イ 設置年月日

平成 17 年 7 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工



作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

48t/日 (6t/時間)

金属くず (自動車等破砕物を除く。) 90.4t/日 (11.3t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成11年 2月26日 新規許可

平成16年 3月 9日 更新許可

平成21年 2月26日 更新許可

平成26年 2月26日 更新許可

平成31年 2月26日 更新許可

令和 6年 6月 6日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

複写厳禁